

大阪府河川構造物等審議会運営要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、大阪府河川構造物等審議会規則（平成24年大阪府規則第273号。以下「規則」という。）第10条の規定に基づき、大阪府河川構造物等審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集の通知)

第2条 会長は、審議会の会議の日の前日までに会議の招集及び会議に付議すべき事項を委員（議事に関係のある専門委員を含む。）に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(議 事)

第3条 議長は、会議を開閉し、議事を主宰し、及び議場の秩序を保持する。

- 2 議長は、必要と認めるときは、委員及び議事に関係のある専門委員以外の者を会議に出席させて、意見を聴くことができる。

(議事要旨)

第4条 議長は、審議会の会議について次に掲げる事項を記載した議事要旨を作成しなければならない。

- 一 審議会の会議の日時及び場所
- 二 出席した委員及び専門委員の氏名
- 三 調査審議の内容

(答 申)

第5条 会長は、審議会の会議で議決のあったときは、速やかに答申を行わなければならない。

- 2 部会の決議は、会長の同意を得て、審議会の決議とすることができる。
- 3 前項の答申は、書面をもって行う。

(庶 務)

第6条 審議会の庶務は、都市整備部において行う。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

この要綱は、平成29年6月9日から施行する。